

公益社団法人 茨城県青少年育成協会「青少年団体等顕彰」要綱

1 趣 旨

次代の担い手である青少年には、地域や国、さらには国際社会の中で積極的な役割を果たすことが期待されている。そのため、青少年自らが自立心や社会性を身につけるために努力し、また、その成長に対して大人や地域社会が惜しみない支援・協力をすることが望まれる。

そこで、地域で地道に優れた活動を展開している青少年団体・青少年グループ、青少年、青少年育成団体・青少年育成グループ及び青少年育成指導者を顕彰し、その活動を奨励するとともに、広く一般に紹介することにより、本県青少年の健全育成に資する。

2 主 催

公益社団法人 茨城県青少年育成協会

3 表彰対象

茨城県内で活動している団体・グループ又は青少年、青少年育成指導者で、次の活動又は取り組みを行っており、顕著な功績があると認められるもの。

ただし、この表彰を受けて10年を経過していない団体・グループ（高校生で組織する団体・グループは4年とする。）及び同一部門の表彰を受けたことのある青少年、青少年育成指導者は除くものとする。

(1) 青少年団体・青少年グループの部

構成員の大半が30才未満の青少年で構成されている団体・グループで、次のいずれかに該当する活動を継続的に取り組み他の模範となっているもの。

ただし、人命救助活動又はこれに類する活動は、継続的な活動でなくてもよい。

- ① 児童・高齢者、心身障害者の福祉等、地域の福祉向上の活動
- ② 地域の環境点検・浄化・美化整備等、住みよい地域づくり活動
- ③ 伝統文化の継承や振興、新しい地域文化の創造等、地域の文化向上の活動
- ④ 地域住民のふれあいや交流の促進等、地域連帯づくりの活動
- ⑤ 国際理解を深める活動や国際的な協力活動
- ⑥ 省資源・省エネルギー、自然環境保護等、地域環境を守る活動
- ⑦ 実体験の機会や場づくり等、子どもの心と体を育む活動
- ⑧ その他、上記以外で、時代の新しい課題に取り組んでいる活動
- ⑨ 人命救助活動又はこれに類する活動（過去1年以内のものとする。）

(2) 青少年の部

30才未満の青少年で、次のいずれかに該当する活動を継続的に取り組み、他の模範となっている者。

ただし、人命救助活動又はこれに類する行為は、継続的な活動でなくてもよい。

- ① 地域社会への参加活動を率先して実践している者
- ② 団体・グループの活動に積極的に取り組み、又は、指導等を率先して実践している者
- ③ 身体の不自由等を克服し、学校や職場、地域社会等での活動に積極的に取り組み、他の青少年に勇気を与えている者
- ④ 各種の地域課題の解決に向けた活動に、積極的に取り組んでいる者

⑤ 人命救助活動又はこれに類する行為を行った者（過去1年以内のものとする。）

⑥ その他、他の青少年の模範となる顕著な活動を行っている者

(3) 青少年育成団体・青少年育成グループの部

長年にわたり青少年の健全育成に携わり、次のいずれかに該当する活動に取り組み、他の模範となっているもの。

① 青少年の保護、育成、指導等の活動で、特に成果をあげている活動

② 青少年育成運動に貢献し、特に成果をあげている活動

(4) 青少年育成指導者の部

長年にわたり青少年の健全育成に携わり、次のいずれかに該当する活動に取り組み、他の模範となっている者。

① 地域の青少年団体・青少年グループの組織づくりとその育成指導の活動で、特に成果をあげている者

② 青少年の保護、育成、指導等の活動で、特に成果をあげている者

③ 青少年育成運動の推進に携わり、組織づくりや活動の充実に大きく貢献している者

④ その他、青少年育成指導者として、他の模範となる顕著な活動を行っている者

4 顕彰候補者の推薦

(1) 公益社団法人 茨城県青少年育成協会（以下、「協会」という。）の正会員（構成機関・団体）の長は、顕彰候補者についての推薦書（別紙様式）を協会会長に提出する。

(2) 顕彰候補者の推薦件数は、次のとおりとする。

① 青少年団体・青少年グループの部 2件

② 青少年の部 2件

③ 青少年育成団体・青少年育成グループの部 1件

④ 青少年育成指導者の部 1件

5 推薦時期

推薦時期については、別に協会会長が定める。

6 選考、発表及び表彰

(1) 選考

協会内に選考委員会を組織し選考を行う。

(2) 発表

選考の結果は、推薦者を通じて被推薦団体・グループ及び被推薦者に通知する。

(3) 表彰

① 表彰は、3月に開催する表彰式の席上で行う。

② 表彰は、表彰状を交付し、併せて記念品を贈呈する。

附 則

1 昭和42年4月1日制定の青少年団体等顕彰要綱は、平成17年11月2日をもって廃止する。

2 この要綱は、平成17年11月2日から施行する。

3 平成24年10月1日一部改正 平成26年10月1日一部改正

平成28年10月1日一部改正 平成29年10月10日一部改正

令和2年10月7日一部改正 令和3年10月27日一部改正